令和4年度 六価クロム化合物の排水基準等の見直しに係る検討会 設置要綱(案)

1. 設置の目的

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準(以下、「水質環境基準健康項目」という。) はそれぞれ 27 項目、28 項目が設定されている。これらの環境基準の維持達成のための方策として、水質汚濁防止法に基づき、特定施設を有する工場・事業場に対する排水規制等が行われている。

六価クロムについては、平成 30 年に内閣府食品安全委員会において健康影響に関する評価(一日 耐容摂取量: $1.1 \mu g/kg$ 体重/日)がなされたことを受け、令和 2 年 4 月に水道水質基準の基準値が 0.05 mg/L から 0.02 mg/L に改正された。また、令和 4 年 4 月に水質環境基準健康項目の六価クロムの基準値が 0.05 mg/L から 0.02 mg/L に改正された。

これらを踏まえて、六価クロム化合物の排水基準、地下浸透基準及び浄化基準(以下、「排水基準等」という。)の見直しについて検討するために、本検討会を設置する。

2. 構成

- (1) 検討会は、水環境及び専門技術に関する学識経験者等で構成する。
- (2) 検討会において特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。

3. 検討事項

本検討会は、次の検討を行う。

- ・六価クロム化合物の新たな排水基準等の基準値案の検討
- ・暫定排水基準の適用の検討

4. 座長

- (1)検討会には座長を置く。
- (2) 座長は検討会の議事運営にあたる。

5. 事務局

検討会の事務局は、環境省水・大気環境局水環境課において行う。

6. その他

本検討会は、原則として公開とするが、企業秘密となる情報を取り扱う事項の内容については、当事者又は第三者の権利又は利益を害するおそれがあることから非公開とする。